

出火原因は布団乾燥機！ - 西日本防災システム

2013 03 21

輸入・販売業者に責任が・・

2009年 大阪市西区で発生した火災で意識不明となった後に死亡した男性の遺族が、出火は布団乾燥機の欠陥が原因だとして、製造物責任法(PL法)に基づき、販売元の電化製品メーカー「テスコム」(東京)に約1億2700万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が21日、大阪地裁でありました。裁判長は、PL法上の欠陥があったと認定し、同社に約9200万円の支払いを命じました。

この乾燥機は中国製で、同社は輸入元のグループ会社ですが、判決は製品や外箱に「TESCOM」のマークがあることから、PL法上の「製造業者と誤認させるような表示をした者」に相当し、製造物責任を問われる対象になると判断されました。原告代理人の弁護士は「輸入した側にPL法上の責任を認めた例は非常に珍しいことです。被害救済につながる画期的な判決です。」と評価しています。古財裁判長は判決理由で、部屋の焼損状況などから「たばこの不始末や放火の可能性はなく、布団乾燥機から出火した」と認定しました。耐用年数が経過しておらず、不適切な使用もなかったとした上で、「布団乾燥機に欠陥があった」と結論づけました。

判決によりますと、火災は2009年10月26日朝に発生しました。40代のナイジェリア人男性の家族が自宅マンションの和室で、布団乾燥機「TFD96」を2時間連続運転の設定で作動させて外出後、和室から出火しました。男性はやけどを負って意識不明となり、母国で治療を受けていましたが、2011年3月に死亡しました。

グループホームでの火災原因も加湿器と特定されています。どうかリコール情報や製品火災についての情報にはお気を付け下さい！

外箱



乾燥機 TFD96



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

